

平成 25 年 11 月 25 日

各 位

会 社 名	株式会社ネットプライスドットコム	
代表者名	代表取締役社長 兼 グループ CEO	佐藤 輝英
	(コード番号 3328 東証マザーズ)	
問合せ先	代表取締役副社長 兼グループ CFO	中村 浩二
電 話	03-5739-3350	

定款一部変更（商号変更及び単元未満株式の権利の定めの新設）に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 12 月 12 日開催予定の第 14 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由

当社は平成 11 年 11 月より、インターネットを活用した仕組みの創造を通じて新たな流通市場の創出を目指し、E コマース事業「ネットプライス」を展開してまいりました。E コマース事業を軸に、グループとして事業領域の拡大と企業価値の増大を推し進め、平成 19 年 2 月に持株会社体制へと移行し、商号も「株式会社ネットプライス」から「株式会社ネットプライスドットコム」(netprice.com) へと変更いたしました。

持株会社体制によるグループ経営移行後は、インターネットと流通を事業ドメインとし、クロスボーダー領域をはじめとしたグローバルな事業展開を積極的に進め、グループ事業の更なる拡大を図ってまいりました。また、平成 23 年からはアメリカ及び新興国への投資・育成活動を本格的に開始し、平成 25 年 4 月には新規事業の創造と国内・海外のスタートアップ事業への投資・育成を専門に行う部署「BEENOS (ビーノス) 本部」を新設する等、国内・海外双方の起業家ネットワークを構築してまいりました。

このように当社グループは、従来の E コマース事業に加えて、投資・育成事業も中核事業とする経営へのシフトを背景に、次のような意思を込めて平成 26 年 10 月 1 日をもって商号を BEENOS 株式会社 (BEENOS Inc.) に変更いたします。

「BEENOS (ビーノス)」とは Bee(ミツバチ)の巣(拠点)を意味しております。

植物の多様性を守り、生態系を維持する持続的な共存共栄の象徴であるミツバチ (Bee) のように、日本国内のみならず世界中へと羽ばたき、人や企業をつなぎ、イノベーションの花を咲かせる人材の集合体であること、新たな出会いや発見をもたらし、人々の繁栄と幸せに貢献すること、その拠点(巣)となる意思を込め、『ビーノス (BEENOS)』といたしました。

商号変更とともに、一層のグループシナジーの向上と、新規事業の創造や国内外への投資育成を推進して参ります。

(2) 新商号 (英文表記)

BEENOS 株式会社 (英文: BEENOS Inc.)

(3) 変更予定日

平成 26 年 10 月 1 日

2. 単元未満株式の権利の定めの新設

(1) 定款変更の理由

以下、現行定款とは、本日開催の取締役会決議による株式分割及び単元株制度の採用に伴う定款変更（効力未発生）を反映した定款をいいます。

- (i) 上記「1. 商号の変更について」記載のとおり、当社商号を変更するため、現行定款定款第1条を変更案のとおりに変更するものです。なお、定款変更案第1条の効力発生日は平成26年1月1日となります。
- (ii) 当社は、平成19年11月27日全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数を100株とする単元株制度を採用するとともに、株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図るために、当社株式1株につき100株の割合をもって株式分割を実施することと致しました。この単元株制度の採用に伴い、単元未満株式についての権利内容を定めるため、定款変更案第8条を新設するものです。なお、定款変更案第8条の効力発生日は平成26年4月1日となります。
- (iii) 定款変更案第8条の新設の効力発生日を定めるため、附則第1条を変更するものです。
- (iv) 定款変更案第1条の変更の効力発生日を定めるため、附則第2条を新設するものです。
- (v) その他、条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行うものです。

(2) 定款変更の内容

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更後
第1条 当社は、 <u>株式会社ネットプライスドットコム</u> と称し、英文では <u>netprice.com, Ltd.</u> と表示する。	第1条 当社は、 <u>BEENOS 株式会社</u> と称し、英文では <u>BEENOS Inc.</u> と表示する。
第2条～第4条 (現行どおり) (条文省略)	第2条～第4条 (現行どおり)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当社の発行可能株式総数は、45,000,000株とする。	第5条 (現行どおり) (本日開催の取締役会決議による定款変更)
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。	第7条 (現行どおり) (本日開催の取締役会決議による定款変更)
(新設)	<u>(単元未満株主の権利制限)</u> 第8条 <u>当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> 3. <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第8条～第47条 (条文省略)	第9条～第48条 (現行どおり)
	附則

<p>第1条 第5条の変更ならびに第7条の新設およびそれに伴う条文の繰り下げは、平成26年4月1日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条 第5条の変更ならびに第7条 <u>及び第8条</u>の新設およびそれに伴う条文の繰り下げは、平成26年4月1日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</p> <p>(本日開催の取締役会決議による定款変更)</p> <p>第2条 <u>第1条の変更は、平成26年10月1日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u></p>
---	---

(注) なお、株式分割及び単元株制度の採用に伴う定款変更の内容につきましては、本日付で公表いたしました「株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 変更の日程 (予定)

平成25年12月12日	定款変更のための株主総会開催日
平成25年4月1日	単元未満株式の権利の定めの新設の効力発生日
平成26年10月1日	商号変更の効力発生日

以 上